

京 都 大 学 技 術 支 援 企 画 委 員 会 要 項 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学技術支援企画委員会要項 (令和4年10月11日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 研究推進担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) <u>人事担当</u>の理事</p> <p>(3) 財務担当の理事</p> <p>(4) 人事部長</p> <p>(5) 総合研究推進本部の職員のうちから総長が指名するもの 1名</p> <p>(6) その他担当理事が指名する者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) <u>人事戦略担当</u>の理事</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>(6) }</p> <p>2・3 }</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年3月総長裁定） この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学教職教育委員会要項 (昭和59年1月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7 委員会に幹事を置き、学務部<u>教務企画課長</u>及び教育学研究科事務部事務長をもつて充てる。</p> <p>第8 委員会に関する事務は、学務部<u>教務企画課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第7 委員会に幹事を置き、学務部<u>学務課長</u>及び教育学研究科事務部事務長をもつて充てる。</p> <p>第8 委員会に関する事務は、<u>教育学研究科事務部の協力を得て</u>、学務部<u>学務課</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年3月総長裁定） この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学総合専門業務室要項 (平成22年3月9日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p>	

改正前	改正後
<p>第2 総合専門業務室に、室長を置き、<u>人事担当</u>の理事（以下「担当理事」という。）をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 総合専門業務室に、室員として、専任又は兼任の首席専門業務職員、上席専門業務職員、主任専門業務職員又は専門業務職員を置くことができる。</p> <p>2 室員は、部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>、事務本部</u>、共通事務部又は監査室において高度な知識・経験等を必要とする専門的業務に従事する。</p> <p>第4 総合専門業務室に関する事務は、<u>人事部職員育成課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2 総合専門業務室に、室長を置き、<u>労務担当</u>の理事（以下「担当理事」という。）をもって充てる。</p> <p>2 } 第3 } (同 左)</p> <p>2 室員は、部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>、共通事務部又は監査室</u>において高度な知識・経験等を必要とする専門的業務に従事する。</p> <p>第4 総合専門業務室に関する事務は、<u>人事部職員人事課</u>において処理する。</p> <p>附 則（令和8年3月総長裁定） この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学男女共同参画推進本部要項 (平成26年3月4日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 本部に、本部長及び副本部長を置く。</p> <p>2 本部長は、<u>男女共同参画担当</u>の理事をもって充て、副本部長は、<u>人事部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 本部長は、本部の所務を掌理し、副本部長は、本部長を補佐する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3 (同 左)</p> <p>2 本部長は、<u>DEIB推進担当</u>の理事をもって充て、副本部長は、<u>DEIB推進室長</u>をもって充てる。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則（令和8年3月総長裁定） この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則等に規定する職名に付記することができる名称の取扱いについて (令和5年7月25日総長裁定)</p> <p>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）第6条、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号）別表第2及び国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号）別表第2に規定する職名に付記することができる名称は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>この取扱いに定めるもののほか、この取扱いの実施に関し必要な事項は<u>人事担当</u>の理事が定める。</p> <p>（後 略）</p>	<p>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）第6条、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号）別表第2及び国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号）別表第2に規定する職名に付記することができる名称は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>この取扱いに定めるもののほか、この取扱いの実施に関し必要な事項は<u>労務担当</u>の理事が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年3月総長裁定）</p> <p style="text-align: center;">この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則の一部を改正する規則附則第3項に規定する「総長が特に必要と認めた場合」の取扱いについて (令和4年5月31日総長裁定)</p> <p>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則等の一部を改正する規則（令和4年達示第48号）附則第3項に規定する「総長が特に必要と認めた場合」は、別表に定める部局又は施設に所属し勤務する事務補佐員に適用するものとする。</p> <p>この取扱いに定めるもののほか、この取扱いの実施に関し必要な事項は<u>人事担当</u>の理事が定める。</p> <p>（後 略）</p>	<p>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則等の一部を改正する規則（令和4年達示第48号）附則第3項に規定する「総長が特に必要と認めた場合」は、別表に定める部局又は施設に所属し勤務する事務補佐員に適用するものとする。</p> <p>この取扱いに定めるもののほか、この取扱いの実施に関し必要な事項は<u>労務担当</u>の理事が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年3月総長裁定）</p> <p style="text-align: center;">この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員研究代表者等 特別手当支給細則 (令和6年3月27日総長裁定)</p> <p>(前 略) (雑則)</p> <p>第6条 この細則に定めるもののほか、研究代表者等特別手当に関する運用等については、必要に応じ<u>人事担当</u>の理事が別に定めることができるものとする。</p>	<p>(雑則)</p> <p>第6条 この細則に定めるもののほか、研究代表者等特別手当に関する運用等については、必要に応じ<u>労務担当</u>の理事が別に定めることができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年3月総長裁定) この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p>
<p style="text-align: center;">教職員の結婚休暇及びリフレッシュ休暇に関する特例を定める規則中「総長が別に定める日」の取扱いについて (令和5年4月25日総長裁定)</p> <p>教職員の結婚休暇及びリフレッシュ休暇に関する特例を定める規則(令和2年達示第78号)第2条及び第3条に規定する「総長が別に定める日」は、令和5年5月8日とする。</p> <p>この取扱いに定めるもののほか、この取扱いの実施に関し必要な事項は、<u>人事担当</u>の理事が定める。</p>	<p>教職員の結婚休暇及びリフレッシュ休暇に関する特例を定める規則(令和2年達示第78号)第2条及び第3条に規定する「総長が別に定める日」は、令和5年5月8日とする。</p> <p>この取扱いに定めるもののほか、この取扱いの実施に関し必要な事項は、<u>労務担当</u>の理事が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年3月総長裁定) この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学優秀女性研究者表彰要項 (平成20年9月9日総長裁定)</p> <p>(前 略) (公募)</p> <p>第3 優秀女性研究者賞選考委員会(第4に定め</p>	<p>(公募)</p> <p>第3 優秀女性研究者賞選考委員会(第4に定め</p>

改 正 前	改 正 後
<p>る委員会をいう。)は、表彰を行おうとするときは、候補者を公募するものとする。</p> <p>2 前項の公募に関し必要な事項は、<u>男女共同参画担当</u>の理事が定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第10 本表彰に係る事務は、<u>人事部職員育成課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>る委員会をいう。)は、表彰を行おうとするときは、候補者を公募するものとする。</p> <p>2 前項の公募に関し必要な事項は、<u>DEIB推進担当</u>の理事が定める。</p> <p>(事務)</p> <p>第10 本表彰に係る事務は、<u>DEIB推進室</u>において処理する。</p> <p>附 則 (令和8年3月総長裁定)</p> <p>この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p>